

風情ある住まいづくり支援事業助成金制度 運 用 指 針

平成 27 年 4 月
洲本市都市整備部都市計画課

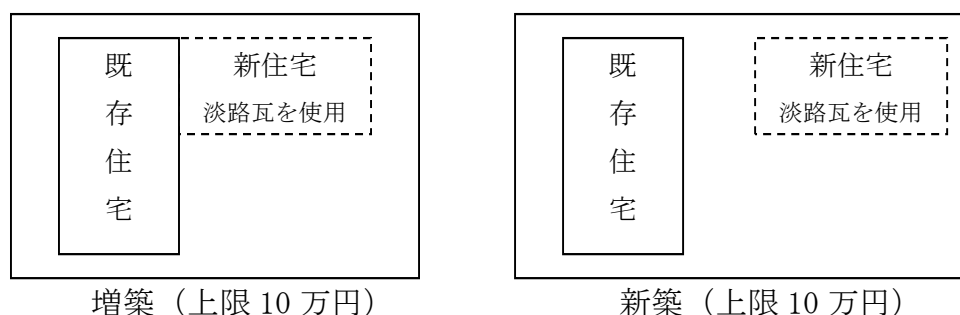
1 淡路瓦部門

※当該住宅を施工した業者が市内に住所を所有していること（当該業者が市内に住所を有しない場合にあつては、市内の事業者が生産した瓦を使用していること）。【施工業者又は淡路瓦製造業者のどちらかが市内業者であること】

①新築と増築について

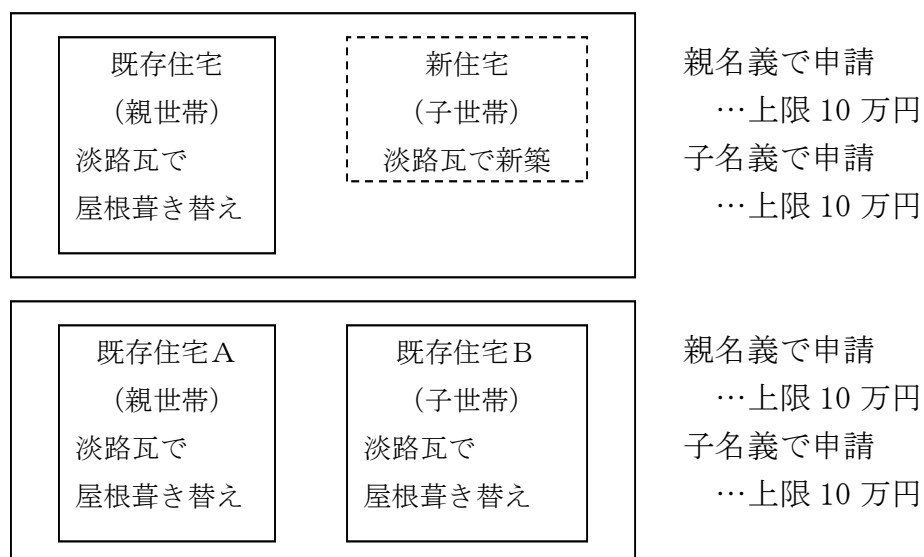
新住宅が既存住宅と接している場合は、増築（上限 10 万円）とします。

新住宅が既存住宅と接していない（分離している）場合は、新築（上限 10 万円）とします。



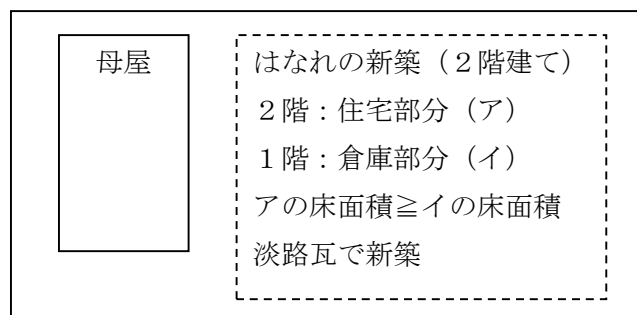
②独立した生計を営む者（親世帯と子世帯など）について

分離された既存住宅と新住宅（又は別の既存住宅）に居住する者（世帯）が、それぞれ独立して生計を営んでいる場合は、それぞれに申請できます。

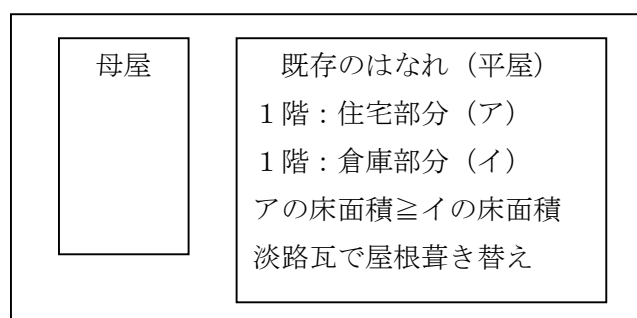


③はなれについて

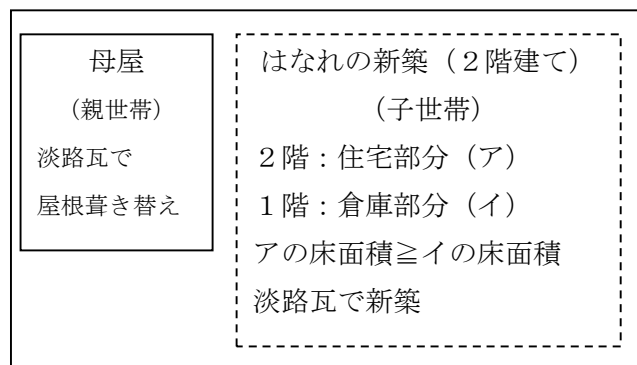
居住部分の床面積が全体の2分の1以上を占める場合は申請できます。



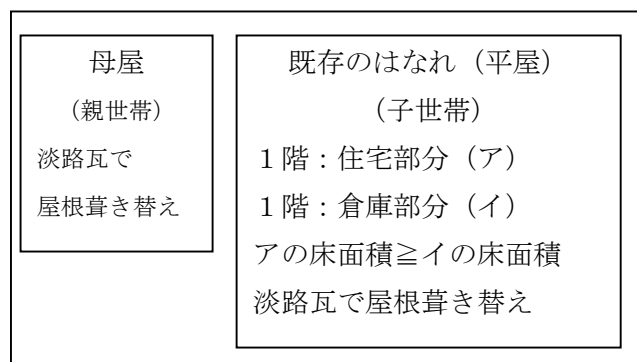
はなれの新築
…上限10万円



既存住宅（はなれ）の
屋根葺き替え
…上限10万円



親名義で申請
…上限10万円
子名義で申請
…上限10万円



親名義で申請
…上限10万円
子名義で申請
…上限10万円

④フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）について

助成金を申請する住宅については、兵庫県住宅再建共済制度約款第2条にしたがい、同制度への加入が必要です。

☆兵庫県住宅再建共済制度約款

（加入単位及び加入の対象となる住宅）

第2条 住宅再建共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。

2 住宅再建共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。

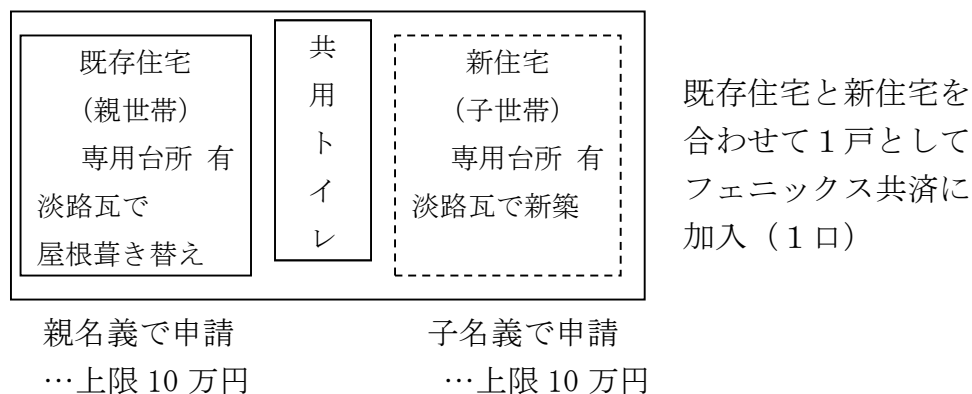
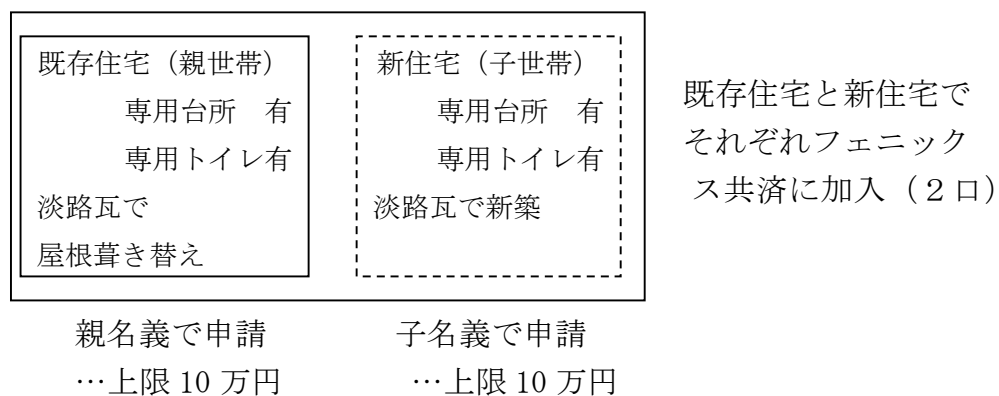
3 前項の住宅は、1つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があります。この場合において、1つの世帯が独立して生活を営むことができるか否かは、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。

(1) 1つ以上の居室

(2) 専用（社宅、寮、寄宿舍、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅にあつては、共用を含みます。次号及び第4号において同じです。）の炊事用流し（台所）

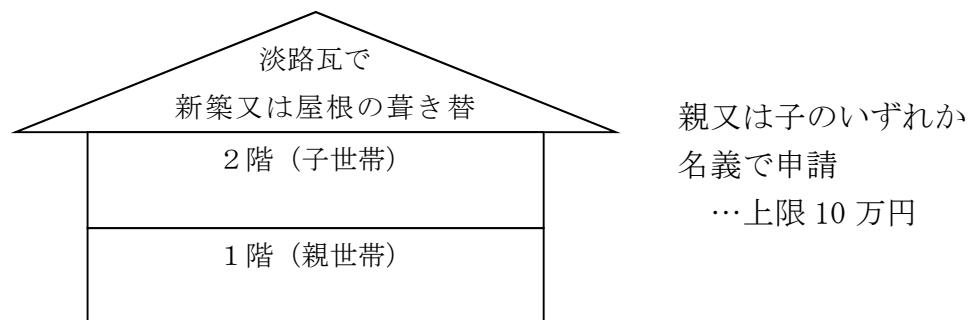
(3) 専用のトイレ

(4) 専用の出入口



⑤二世帯住宅について

一体となっている二世帯住宅（1階に親世帯が住み、2階に子世帯が住むなど）については、どちらか一方のみが申請できます。



⑥購入住宅の場合について

住宅の購入の場合は、淡路瓦を使用して建てた住宅で、施工後2年以内の住宅であれば申請できるものとする。

⑦淡路瓦について

助成金を申請する住宅については、淡路島内の事業者が生産した瓦を屋根面積の2分の1以上にわたって新たに使用する必要があります。

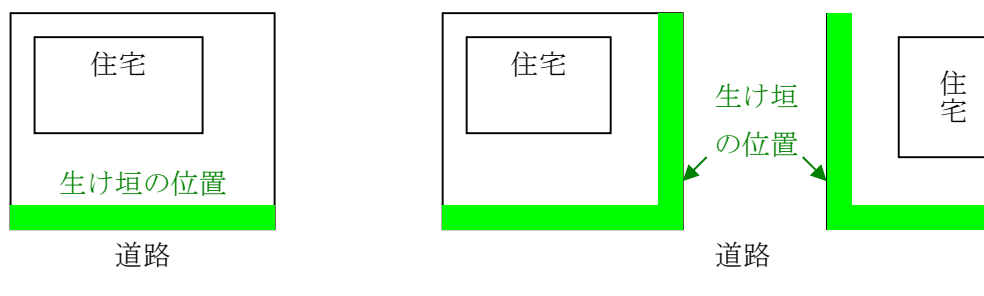
⑧施工業者について

当該住宅を施工した業者又は屋根工事を施工した業者で、元請け、下請けを問わず、市内に住所を有している業者が対象となります。

2 生け垣部門

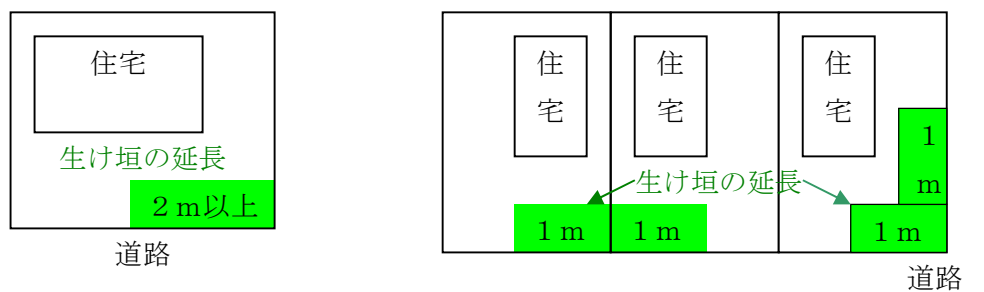
①位置について

住宅の敷地内で、道路に面する部分に生け垣の設置が必要となります。
道路は、公衆が利用でき、日常的に往来があるものとし、公道か私道かは
問いません（ただし、畦畔等は除く）。



②延長（長さ）について

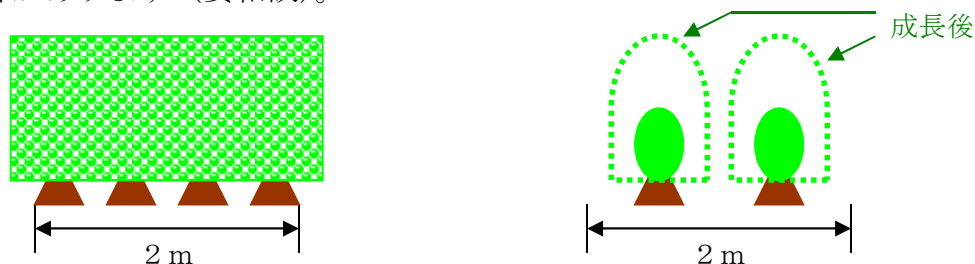
生け垣の延長（長さ）は、原則として2 m以上確保することが望ましい。
ただし、住宅の敷地が道路に面する部分の長さにより、2 m以上確保する
ことが難しい場合などについては、近隣地の緑化状況や生け垣の連坦性など
を勘案し、助成対象とできる場合があります（要相談）。



③連続性（樹木の本数）について

生け垣の延長（長さ）1 mにつき、原則としておおむね2 本以上の樹木を
植えることが望ましい。

ただし、樹木の種類などにより、今後十分な樹勢や密度を確保できること
が見込める場合などについては、将来の成長具合を勘案し、助成対象とでき
る場合があります（要相談）。



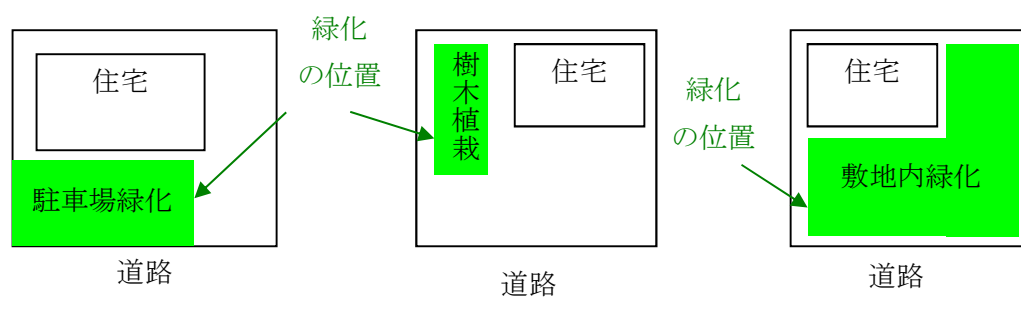
④樹木の種類について

特に指定はありませんが、気候風土への適合性や近隣地の生け垣との比較、剪定などの維持管理作業等を十分に考慮し、適切なものをお選びください。

3 緑化部門

① 位置について

住宅の敷地内の土地に定着させ、緑化した部分が道路から十分に見える場所での設置が対象となります。



② 緑化の種類について

住宅の敷地内で（例）のような樹木、芝、多年生植物、地被植物等を土地に定着させて緑化することが対象となります。

※対象となる緑化

駐車場の芝生化、敷地内の芝生化、樹木の植樹など

（例）

- ※樹木 …… 地上部分が1年以上生存し続ける植物
- ※多年生植物 …… 草本植物で、茎の一部、地下茎、根などが枯れずに残り、毎年茎や葉を伸ばすもの。
- ※地被植物 …… 地表面を覆って地肌を隠すために植栽する植物の総称で草丈が低く性質強健な木本及び草本類。

※対象とならない緑化

建築物の屋上緑化、壁面緑化、花壇、家庭菜園、プランター設置など